

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、京都市右京地域体育館（仮称）の指定管理者を次のとおり公募します。

平成19年7月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 指定施設

(1) 施設名称

京都市右京地域体育館（仮称）

(2) 施設内容

延床面積 約 2,300 m²

うち 体育室	約 1,000 m ²
観覧席	約 40 m ²
会議室・研修室	約 100 m ²
更衣室・トイレ	約 140 m ²
ロビー	約 330 m ²
事務室	約 60 m ²
器具庫	約 130 m ²
その他（機械室、階段・通路等）	約 500 m ²

※なお、本施設は「太秦東部地区市街地再開発施設（SANS A右京）」内にあり、共用スペースの監視や管理経費の負担等が必要となります。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スポーツ施設等の運営及び維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可及びそれらの使用制限や指導に関する業務
- (3) 施設使用料の徴収に関する業務
- (4) 指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を採り入れた事業の実施や、利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進
- (5) 災害時の危機管理体制の確保等の不測の事態における対応
- (6) その他、市長が必要と認める業務

3 指定期間

平成20年3月（期間開始日は別に定める予定です。）から平成23年3月31日まで

4 応募資格

次に掲げる要件に該当する法人その他の団体とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

でないこと。

- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が、法人税又は所得税、消費税並びに本市の市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 指定候補者の選定以後、施設の管理運営の詳細な協議、不慮の事故への対応等を迅速かつ円滑に行うため、京都市内に活動の拠点を有することなど、概ね2時間以内にその業務の体制が確保できること。
- (8) 本施設を安定的に管理することの可能な、ノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されていること。

5 募集要項の配布

平成19年7月23日から平成19年8月24日までの間に、9に記載する問合せ先において配布するとともに、PDF形式等のファイルをホームページに掲載します。

6 応募手続

(1) 応募に必要な書類

ア 申請書（第1号様式、第2号様式及び第3号様式）

イ 添付書類

- (ア) 申請団体の組織、財務状況及び管理実績等の概要を記載した書類
- (イ) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (ウ) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (エ) その他市長が必要と認める書類

(2) 書類の受付

ア 受付期間

平成19年8月17日（金）から平成19年8月24日（金）まで（必着）

受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 提出方法

持参に限る。

ウ 提出場所

京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（市役所本庁舎 3 階）

7 指定管理者の選定方法

(1) 選定委員会による審査

学識経験者等で構成する選定委員会において、申請団体から提出された応募書類等の内容に基づき、次に掲げる事項についての審査を行います。

ア 指定管理者としての適格性及び能力

イ 事業運営に関する計画

(ア) 事業の方向性及び内容

(イ) 業務の執行体制

(ウ) サービス向上の取組

(エ) 施設の維持管理

(オ) その他の取組

ウ 経営管理に関する計画

エ 管理に関する運営経費の縮減

(2) 指定候補者の選定

選定委員会による審査の結果に基づき、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定します。

(3) 市会の議決及び指定管理者の指定

市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定します。ただし、市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

8 補則

前各項に記載するもののほか、詳細は、募集要項及び仕様書に定めるところによります。

9 問合せ先

京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（市役所本庁舎 3 階）

電話 075-222-4033 F A X 075-222-4044

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/sports/>

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)